会議要録

会議名		令和5年度第1回八王子市住居表示審議会
日時		令和5年8月8日(火)午前10時00分~午前11時10分
場所		富士森体育館 第1会議室
出席者氏名	参加者	古滝昇、勝又英恭、平湯達也、斎藤辰男、尾形布美子、市川克宏、馬場貴大、
		古里幸太郎、田中恭男、岡田英敏(敬称略)
	事務局	【市民部】立花等部長、野田明美課長、豊田慎吾課長補佐兼主査、相川勝吾主査、
		山崎恵美主査、石崎亮多主任、都築真弓専門職、渡辺幹夫
		【拠点整備部】小谷田広一郎区画整理課長補佐兼主査
	【欠用	【欠席者】大久保静男
議題等		上野第二地区土地区画整理事業に伴う台町三・四丁目の住所変更について
公開・非公開の別		公開決定後公開
傍聴人の数		0名
配付資料名 (事前配布含む)		・次第 ・上野第二地区土地区画整理事業に伴う台町三・四丁目の住所変更について ・八王子市住居表示審議会委員名簿 ・八王子市住居表示審議会規則 ・【参考】住居表示に関する法律 ・【参考】八王子市住居表示に関する条例施行規則 ・【参考】(日居表示の手引

会議内容

1. 開会

事務局 : これより令和5年度第1回八王子市住居表示審議会を開会します。

<出欠確認> 大久保氏欠席

く資料確認>

<市民部長挨拶>

2. 委員の委嘱状の交付

事務局 : 委員の皆様は、初めての方につきまして、7月18日付で、市長から委員の委嘱がされており

ます。市民部長から委嘱状の交付を行いますので、着席のままお待ちください。それでは、 ご紹介を兼ねさせていただき、私が順次お名前をお呼びします。ご面倒でもご起立のうえ、

委嘱状をお受け取りください。

<委嘱状の交付>

<会議参加者紹介>

<音声録音の報告>

<会議の説明>

今年度の審議会は3回を予定しております。今回の審議会は時間的に制限がありますので、住居表示の住所変更の方針について説明し、即日答申とさせていただき、実際に変更する箇所等については、終わりにお知らせをさせていただきます。

3. 「会長」、「副会長」の選出

事務局: 引き続きまして、最初に「次第の2」審議会の会長・副会長の選出を行います。本審議会は、

八王子市住居表示に関する条例の根拠として設置されており、会長・副会長の選出につきま しては、「住居表示審議会規則」により委員の互選により定めることとしております。選出

につきまして皆様のご意見をいただければと思います。

勝又委員 : 今までの開催の状況から、会長を市議会議員、副会長を地区の方から選出していただければ

と思います。

事務局 : ただ今、会長を市議会委員、副会長を地区の方から選出とご発言がありましたので、会長を

市川委員、副会長を田中委員にお願いできればと思いますが他の委員さんもご異議ございま

せんか。

≪異議なしと発言あり。≫

事務局 : 異議なしの声があがりました。つきましては、会長を市川委員に副会長を田中委員にお願い

したいと思いますが、お二人はいかがでしょうか?

(二人から同意を得る。)

事務局 : お二人からも同意をいただきましたので、会長・副会長に選出されたこととさせていただき

ます。次に、八王子市長に代わり立花市民部長から会長に対して、あらためて諮問書が交付

されます。

(諮問書交付)

市川会長 : 会長に選ばれました市川克宏と申します。14年ぶりの審議会であり、更に住居表示を再度変

更するとのことで、とても珍しい議題となっております。短時間ではありますが、委員の皆様にも慎重に審議していただき、答申をしていきたいと思っております。皆様のご協力をど

うぞよろしくお願いいたします。

事務局: それでは、審議会の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

4. 議事

市川会長 : それではここから進行します。本日は、委員11名のうち1名欠席のため10名出席いただいて おりますので、八王子市住居表示審議会施行規則の規定に基づき、会議は成立しています。

つぎに、次第「3議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本会議は「八王子市付属機関及び懇談会等に関する指針」の非公開事項に該当するものがないとし、

本会議は公開ということでよろしいでしょうか。

≪異議なしと発言あり≫

市川会長 : 異議なしと認め、会議を公開とします。次に事務局から傍聴者について報告願います。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在、傍聴者はおりません。この後、傍聴希望者があ

った場合は随時入場しますのでご了承ください。

市川会長 : それでは、「3.議事」に入ります。本日の議事、(1)上野第二地区土地区画整理事業に伴

う台町三・四丁目の住所変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局: 【方針・課題について説明】

市川会長 : 事務局の説明が終わりました。今の説明を踏まえ、今後の事業実施に向けて、ご意見やご質疑を

お願いしたいと思います。

馬場委員 : 様々なご配慮について一定の評価をさせていただいて、今日ずっと部長と説明者から「過去にあま

り例がない」とか「一度決まったものがまた」とか「全国で初めて」とか説明がありましたが、もう少し掘り下げて「どうしてそういうことなのか」とか「何で初めてなのか」とか「どうしてそうなったのか」とか「人の移動があったので」など、もう少し深く、どうしてこういった経緯に至ったのかの説明をいた

だきたいと思います。

事務局 : 上野第二地区土地区画整理事業の範囲が、上野町・小門町・台町三丁目・四丁目の町全体であれ

ば全部で対応できるのですが、その中の一部の地域、街区の中でも一部の地域といった、箇所が 狭まった形で区画整理事業が実施されています。昭和47年に一度、台町一丁目から四丁目まで全 部きれいに住居表示実施をしているのですが、その後、道路が出来たことにより、三丁目の9番街 区などは街区自体が変わらず南側へ移動しました。そこで必要最低限の、不整合な建物や住所を きちんと見直すということで、限定的な箇所にもなるのですが、住居表示に関する法律に基づいて 土地の状況が変わったということにより、実態調査を実施して、住民の皆様の意見と関係機関の意

見も確認したうえで実施したいと思い、住居表示審議会を開催する運びとなりました。

今回は稀だというところですが、土地の形状が確定している中での住居表示であり、通常だと区画整理が入らないということで住居表示をしているところなのですが、そのあと区画整理が入ったということで、通常は一回住居表示を実施したところをもう一回直すということはないのですが、今回は全体の区画整理の中の一部に住居表示地区が入っています。再度番号を振りなおすとこといったことが全国的にあまりない。そこで今回は三丁目・四丁目の一部が対象となり、そこの街区を全て動かしてしまうと全体に影響してしまうので、最小限度の変更をしていきたいという提案となってお

ります。

馬場委員: はい、結構です。

市川会長 : ほかにご意見はありませんか。

平井委員 : 八王子警察の平井です。少し教えてください。資料5ページに、具体的な不整合な建物と住居表示

の一例があるのですが、これですと例えば台町三丁目9番の点線で囲ってある建物が今のところ 合っていないと思うのですが。三丁目9番の「8-14」といった、このあたりを具体的にどういった不整

合なのか教えていただければと思います。

事務局 : 台町三丁目の一番手前の8-14は、9番街区になるのですが、見方としましては下の島があり、下・

真ん中・上と3つの島がありまして下にある8と書いてある街区が8街区となります。9番街区はこの上2つが9番街区となります。ここが先ほども申し上げた通り、ここの上に道路が出来た関係で、この9番街区が南側に下がっている状態になっております。当時これが8番街区にあたる8-14ということになっていたのですが、9番街区が下に食い込んできた状態になっている。ここはフロンテージという外周によって番号、基礎番号を振っていきますので、ここは変わってきます。フロンテージ3と4の間ということで、9-3もしくは9-4で入り口によって直していきます。こちらに関しましては9番街区が2島になっていますので、この外周の7番から入ってきますので、外周に振って中は細かく番号は振らないルールとなっておりますので、7番から入っていくと7、7、7でここも7になります。これだと合

理的ではないので、合理的な方法としては枝番をつける方法もありまして、7-1, 7-2, 7-3と振ることもできます。ただ枝番は申し出制なので、住居表示としては、台町三丁目9番7号というところになります。あとは方書の申出ということで、1をつけたいとか2をつけたいなど枝番をつけることは可能となっておりますので、それで対応しております。また、建物に貼っていただく青い住居表示のプレートですが、それも枝番を出すことは可能ですので対応ができます。これは一例なのですが、やはり道路ができたことによって街区が南に下がって、また街区が雑然に変わった場合は、またそこで街区を変更することになるのですが、今回は道路が出来て下がった状態ですので、ここはそういう形で最小限の変更となっております。

平井委員 : 今教えていただいた以外の不整合の形もあったりするのですか?もうほとんどが同じパターンの不 整合なのですか?

事務局: 現時点で、実態調査で報告をいただいた中では、このパターンが多いです。あとは土地の形状によって入り口が変わります。

9番街区8番街区なのですが、3-9-4というのが3か所あり、同じ街区の中でも、3-9-4で配達しようとしても3か所同じ住所が点在しているので、この辺の不整合なところをフロンテージのルールに合わせて直すことになります。こういった箇所が三丁目四丁目にいくつか点在しています。特に線路沿い、あとは信松院横の3番、三丁目の9番街区8番街区あたりが特に不整合の建物が多い。一番動いたところがやはり、元々きれいに並んでいたところが崩れて移動しているのに、そのまま住所を使っているので、不整合な状況となっています。これをもう一回きれいに1, 2, 3, 4と番号を振っていくということになります。

市川会長 : ありがとうございます。他にご意見はありませんか?

古滝委員 : 八王子南郵便局の古滝です。どうぞよろしくお願いします。私は6ページで実態調査をやられたってことですが、台町三丁目四丁目の中で、対象となっているのが不整合となるのが34世帯を見込んでいるとの認識でよろしいのでしょうか。それ以外は変更もなく、この34世帯が対象との認識でよろしいのでしょうか。

事務局: 現時点で実態調査の中では、該当するのが34世帯と見込んでいるところです。これからご意見聞きながら、きちんとそこは最終的な調査結果を見てという感じになりますが住所変更になるのが34世帯ということになります。

古滝委員 : ありがとうございます。

市川会長 : ほかにご意見はありませんか。

勝又委員 : 住居表示番号が変わるということは、当然区画整理も所在地番と家屋番号も変更していくと考えてよろしいのでしょうか。

事務局: その通りです。(※後日資産税課に確認したところ、家屋番号は変わらない旨伝えられた。なお、地番は土地に振られる番号であるのに対し、住居表示番号は建物毎に市が定める番号であるため、住居表示番号の変更が地番に影響するとは限らない。)

勝又委員: 例えば5ページで示されている4番の建物は、これは土地の形状が影響していると言っていたのですが、土地の形状もさることながら建物の建て替え保存がされたために所有者のもしくは利用者の都合によって同一の住居表示地番が使用されたように至って原因のひとつとして考えられるような気がするのですが。建て替えもしくは曳航移転などがされたと認識してよろしいですか。

事務局: 現時点では住民の異動者、建て替えもそうなのですが、異動者があるということはそれもふまえて、住所の登録リストとその建物の変更した地番で確認をとって、実態調査をしている状況です。先ほど34世帯とありましたが、それは6月時点でありまして、そこの建物に同住で別世帯とか二世帯とか入っているお宅もありますので、だいたいプラス10件くらいは幅がでると思います。45世帯くらいはここから先2月の換地まで異動、転入転出の幅がありますので、一応34世帯と出ていますが、そこはもう少し幅がでます。

勝又委員 : ありがとうございます。

市川会長 : ほかにご意見はありませんか。

齋藤委員 : 教えていただきたいのですが。6ページに参考として上野町・小門町とありますが、同じ時期に871

世帯の住所が変わるといった認識でよろしいですか?

事務局: 上野町・小門町については、地番が変更となりますので、全世帯同じ時期に変更となります。

齋藤委員 : ありがとうございます。

市川会長 : ほかにご意見はありませんか

勝又委員 : もう一つよろしいでしょうか。台町三丁目四丁目に限ってでも、全体としてでも、基本として今回の区

画整理後の地番の振り方については、街区を基準にして地番を全て振りなおすといった考え方が

あるのでしょうか。

事務局: 台町三丁目四丁目につきましては、街区符号を変更してしまうと影響が大きいので、フロンテージの

周りの番号が住居番号と照らし合わせて不整合がある住居番号を変更していきます。

勝又委員: 街区を変えずに符号だけをなるべく調整していく方法を考えているのですね。

事務局: 街区の符号は変わらず、住居番号が変更します。町名と街区符号は現状使っているものを使って、

住居番号のところがフロンテージで引いたときに不整合になったところだけを変えていきます。地番

の変更については、住居表示地区になるので住所には影響はしません。

勝又委員 : では一部は住所と地番が乖離してしまうのはやむを得ないということでよろしいか。

事務局: 地番イコール住所の地域ではないので、こちらは影響がありません。

市川会長 : 他の委員からご意見はありませんか。ないようですので、今回の諮問内容の可否について、各委員

にご意見を伺いたいと思います。

馬場委員: 先程も意見を申しましたが、緊急車両が速やかに現場に到着できることはいいことと思いますので、

私は、一部の住居表示を実施することに賛成です。今まで説明いただきましたが、さらにかみ砕い

て市民にわかりやすく十分な説明を行っていただきたいと思います。

古滝委員: 私も今まで聞いていました考えのとおりで良いと思います。

齋藤委員 : 消防署といたしましても、通報は住所で入って参りますので、わかりやすい住居表示は大変ありが

たいです。説明いただいたとおり、少しでも1分1秒でも早く緊急車両が現場にたどり着くことができればと思います。特に、火災の場合は煙がでるので少しずれていてもわかりますが、救急の場合

やガスが漏れて危険排除する場合などは、住所がわかりやすくなっていると大変助かります。

岡田委員 : 自治体の住居表示の変更について、みているとまったくむしろわかりやすくなることはいいことだと

思います。だが、対象者が、住所を変更したことによっていろいろ手間がかかるので当事者になる

とそこをどうやって周知して対応していくのか大きいことなのでとても気になりますね。

尾形委員: 特段意見はありません。こちらでよいと思います。

古里委員 : 今までご意見ありましたが、これから決まっていく中で、住所変更の当該者の手続き変更の仕方等

ご苦労があると思いますが、丁重に進めていただければと思いますので、内容について特に意見

はございません。

平井委員 : 実際に住んでいる方のメリットになることであれば、警察としても賛成です。先々のことになるのです

が、変更するとなった場合、緊急車両が到着することもそうなのですが、もう一つお伝えしたいと思います。事件があった時に、自宅があったら、捜索差押えを行うのですが間違って、犯人以外の方を差押えすることはいけないので、早めに住所が変わった場合はお知らせいただくことも検討して

いただければと思います。

勝又委員 : 先ほど他の委員からのご心配な点があったのですが、様々な諸手続きが必要になるとの発言があ

りましたので発言させていただきます。令和3年の民法一部改正によって住所等の変更登記はこれまでは任意だったのですが、不明土地の解消、相続の早期実行等をふまえて、住所変更等の義務化が令和6年4月以降に施行される予定となっています。実際には2年以内に実行となりますので、

令和8年以降に義務化が開始されます。改正については公布後5年以内を超えない範囲で成立されるので令和8年と定められたので、令和8年4月1日以降に住所変更届の義務化が今後法務局か

らPRを開始していくところです。タイミングとしては、法施行の前に換地がされますので、ただちに切羽詰まってやらなくてはいけないということではありませんが、実際に換地処分が公告されます

と翌日に登記を変えるのが理想ですが、実際に業務の中で速やかに公開されるに至らない場合があります。そうなると、しばらく登記停止期間が一定期間をありますので、それを踏まえてそののちに住所変更登記をそれぞれ地権者の方のタイミングによって、提出していく必要があります。単純

に地番変更だけの方もいらっしゃいますし、転居に加えて地番変更の方もいらっしゃると思います ので、それぞれ添付いただく情報が異なってきますが、定義の登記情報はホームページに掲載さ

れておりますし、市役所の方から書式についての問い合わせをうけて担当の登記官が対応してお

りますので、その辺のご案内は十分できるように努めていきますので、よろしくお願いいたします。 また、住所だけではなく、相続登記の申請義務化も令和6年4月1日より開始されております。合わ せてご紹介させていただきます。

田中副会長 : 私からは特に今までお聞きした中で、具体的な34世帯の住所が変わる方々の手続きが、免許証の 書き換えから始まりまして、マイナンバーカード、金融関係の手続き、友知人への住所の連絡な ど、そういったのを行政としてどういったバックアップをしていただけるのか、どういうバックアップを して理解をみなさんに求めていくのかをはっきりしていくのかいいのかなと感じました。

市川会長 : ありがとうございます。それでは、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところで、ま とめさせていただきます。

> 台町三・四丁目は、昭和47年に住居表示が実施されその後、区画整理により道路ができたこ とにより、土地の形状が変わり、住居の異動も増え、一部の住所がわかりにくくなってしま いました。そういう現状を踏まえ、市民にわかりやすく十分な説明をすることを前提とし、 実態調査を行った結果をもとに、不整合な建物は住所変更を実施する事務局の提案に賛成す る内容の答申といたします。答申文書につきましては、会長・副会長に確認し、確認後、速 やかに市長に提出します。その後、各委員に写しを送付することでご異議ございませんか。

≪異議なしと発言あり≫

市川会長 : 異議なしと認めます。以上を持ちまして本日の議事は終了といたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

5. 閉会

: 本日の会議要録は、事務局でとりまとめ、皆様にご提示して確認をしていただき、会議要録 事務局 を決定後、市ホームページで公開いたします。

会長には、審議会進行ありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

本日の諮問について、「市民にわかりやすく十分な説明をすることを前提とし、実態調査を 行った結果をもとに、不整合な建物は住所変更を実施する事務局の提案に賛成すること」に 答申をいただきました。

今後は10月の住民説明会を行い、その内容を踏まえて、対応いたします。次回の会議開催日 ですが、先程もご説明いたしましたが10月23日(月)午後3時半から審議会を予定しており ます。改めて文書で通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の審議会を終了とします。

ありがとうございました。